

地域連携事業推進組織設置要綱

(設置)

第1条 様々な教育課題や多様化する教育ニーズに対応した新たな学校・家庭・地域の連携事業（以下「連携事業」という。）に向けた取組みを推進するため、地域連携事業推進組織（以下「推進組織」という。）を設置する。

(推進組織の構成)

第2条 推進組織は、推進本部及び推進会議により構成する。

(推進本部)

第3条 推進本部は、千葉市学校支援地域本部事業実施要綱（平成25年4月18日施行）第1条の千葉市学校支援地域本部事業等の連携事業の円滑な実施のため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 教育委員会としての方針確認
- (2) 推進会議への助言及び指導
- (3) 他局との調整

- 2 推進本部の委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 推進本部に本部長を置き、教育次長の職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、推進本部の会務を総理する。
- 5 本部長に事故のあるときは、あらかじめ本部長の指名する者がその職務を代理する。
- 6 推進本部は、本部長が招集する。
- 7 推進本部は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 8 本部長は、必要があると認めるときは、推進本部に専門的知識を有する者その他関係者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(推進会議)

第4条 推進会議は、前条第1項の連携事業の円滑な実施に向けた具体的な支援を行う。

- 2 推進会議の委員は、別表第2に掲げる課等の所属職員の中から当該課等の長が指名する者をもって構成する。
- 3 推進会議に議長を置き、学事課の所属職員である委員をもって充てる。
- 4 前条第4項から第8項までの規定は、推進会議について準用する。この場合において、これらの規定中「本部長」とあるのは「議長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第5条 推進組織の庶務は、教育総務部企画課、学校教育部学事課及び生涯学習部生涯学習振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、推進組織の運営に関し必要な事項は、本部長が推進本部に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1

教育次長 教育委員会教育総務部長 教育委員会学校教育部長 教育委員会生涯学習部長 教育委員会学校教育部学事課長

別表第2

市民局市民自治推進部市民自治推進課 市民局生活文化スポーツ部スポーツ振興課 こども未来局こども未来部健全育成課 中央区役所地域振興課 教育委員会教育総務部企画課 教育委員会学校教育部学事課 教育委員会学校教育部教育職員課 教育委員会学校教育部教育指導課 教育委員会学校教育部保健体育課 教育委員会生涯学習部生涯学習振興課
